

資料編

資料1	指標一覧	96
資料2	計画策定の経過	97
	(1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿	97
	(2) 足立区緑の基本計画改定審議会幹事名簿	98
	(3) 審議会の検討体制	98
	(4) 審議・検討経過	99
	(5) パブリックコメントの実施	99
資料3	用語解説	100

資料1 指標一覧

計画目標の指標

計画目標	指標	現状値	目標		
			中間 (R6)	計画期間 (R11)	
1	緑を育むために 自ら行動し、活動する ひとを増やす	緑化活動に参加した区民の割合 (世論調査)	15.9% (R1)	17.4%	18.9%
2	魅力のある緑を 実感できるまちづくり の推進	まちなかの花や緑が増えていると 感じる区民の割合 (世論調査)	27.8% (R1)	31.6%	34.0%
		景観・街並みが良好であると感じ る区民の割合 (世論調査)	44.7% (R1)	50.0%	55.0%
		樹木で覆われた土地の割合 (樹木被覆地率) (☆)	9.4% (H29)	9.8%	10.2%

施策の指標

施策	指標	現状値	目標		
			中間 (R6)	計画期間 (R11)	
1	緑を育むひとを増やす	緑化活動に参加したいと思う区民 の割合 (世論調査)	17.6% (R1)	19.1%	20.6%
2	緑を育むひとの活動を 広げ、つなぐ	みどり豊かな景観形成に取り組む 団体・区民の数	1,163 団体: 720 個人: 443	1,312 団体: 767 個人: 545	1,467 団体: 820 個人: 647
I-1	骨格となる水と緑の 確保と充実	「水と緑のビューポイント」にお ける評価	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基 本計画推進会議」において報告予定		
I-2	「歩きたくなる」 水と緑のネットワーク の構築	「歩きたくなる」ルートの総延長 距離	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基 本計画推進会議」において報告予定		
II-1	民有地の緑の充実	優良緑化件数 (令和3年度からの累計)	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基 本計画推進会議」において報告予定		
		緑化助成件数 (令和2年度からの累計)	14件 (R1)	100件 (20件/年)	200件 (20件/年)
II-2	樹林地・農地の保全と 活用	保存樹林指定箇所数	25箇所 (R2)	30箇所	35箇所
		特定生産緑地面積	9.87ha (R1)	16.9ha	20.4ha
II-3	公園の魅力向上と 持続可能な管理	公園率	6.1% (R2)	6.2%	6.3%
		「行きたい公園がある」人の割合 (世論調査)	46.0% (R1)	48.0%	50.0%
II-4	公共施設の 親しみやすい緑化と 既存の緑の保全	公共施設の優良緑化件数	令和2年度の「(仮称) 足立区緑の基 本計画推進会議」において報告予定		

☆は緑の実態調査を実施する概ね5年おき、それ以外は毎年実績を確認する指標とする

資料2 計画策定の経過

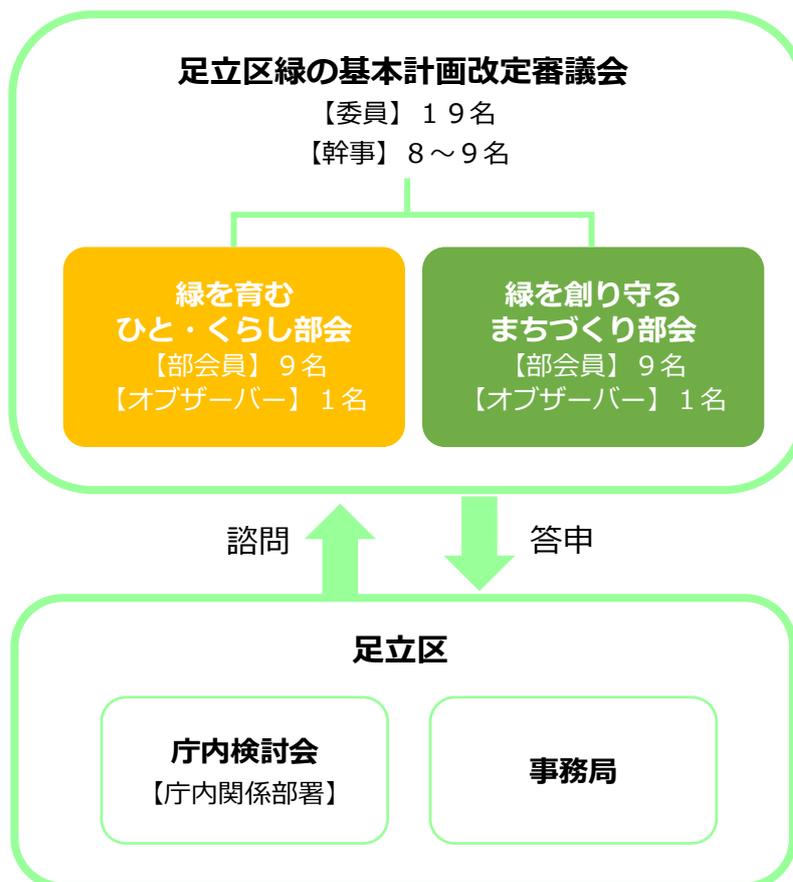
(1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿

種別	区分	役職名	氏名	任期
会長	学識 経検者	東京農業大学名誉教授 東京農業大学グリーンアカデミー校長	鈴木 誠	2018.11～2020.8
副会長	学識 経検者	株式会社チームネット代表取締役 都留文科大学文学部社会学科非常勤講師	甲斐 徹郎	2018.11～2020.8
副会長	学識 経検者	日本女子大学家政学部住居学科教授	葉袋 奈美子	2018.11～2020.8
委員	区議	足立区議会議員	ぬかが 和子	2018.11～2020.8
委員	区議	足立区議会議員	高山 のぶゆき	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	たがた 直昭	2018.11～2019.6
委員	区議	足立区議会議員	長井 まさのり	2020.6～8
委員	区議	足立区議会議員	佐々木 まさひこ	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	吉田 こうじ	2020.6～8
委員	区議	足立区議会議員	さの 智恵子	2019.6～2020.6
委員	区議	足立区議会議員	伊藤 のぶゆき	2018.11～2019.6、 2020.6～2020.8
委員	区議	足立区議会議員	くじらい 実	2019.6～2020.8
委員	区議	足立区議会議員	前野 和男	2018.11～2019.6
委員	区議	足立区議会議員	鴨下 稔	2018.11～2019.6
委員	団体	足立区の保存樹・樹林を守る会会長	田中 健雄	2018.11～2020.8
委員	団体	足立区農業委員会会長	荒堀 安行	2018.11～2020.8
委員	団体	足立区まちづくり推進委員会委員	浅香 孝子	2018.11～2020.8
委員	団体	一般社団法人東京都建築士事務所協会 足立支部支部会計	横村 隆子	2018.11～2020.8
委員	団体	足立区造園業防災協議会会長	浅香 雅和	2018.11～2020.8
委員	団体	特定非営利活動法人 NPO birth コンサルティング事業部主任	中倉 美奈子	2018.11～2019.3
委員	団体	特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長	佐藤 留美	2019.4～2020.8
委員	区民	公募による区民	大澤 輝子	2018.11～2020.8
委員	区民	公募による区民	高村 哲	2018.11～2020.8
委員	区民	公募による区民	古地 八重子	2018.11～2020.8
委員	行政	国土交通省国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室主任研究官	飯塚 康雄	2018.11～2020.8
委員	行政	東京都都市整備局都市づくり政策部緑 地景観課長	米田 剛行	2018.11～2020.3
委員	行政	東京都都市整備局都市づくり政策部緑 地景観課長	菅原 淳子	2020.6～8

(2) 足立区緑の基本計画改定審議会幹事名簿

種別	区分	役職名	氏名	任期
幹事	行政	足立区政策経営部長	勝田 実	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区地域のちから推進部長	秋生 修一郎	2019.3～2020.8
幹事	行政	足立区産業経済部長	吉田 厚子	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区環境部長	川口 弘	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区都市建設部長	大山 日出夫	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区都市建設部道路整備室長	土田 浩己	2018.11～2020.3
幹事	行政	足立区都市建設部道路整備室長	犬童 尚	2020.4～2020.8
幹事	行政	足立区都市建設部市街地整備室長	佐々木 拓	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区都市建設部みどりと公園推進室長	臼倉 憲二	2018.11～2020.8
幹事	行政	足立区都市建設部建築室長	服部 仁	2018.11～2019.3
幹事	行政	足立区都市建設部建築室長	成井 二三男	2019.4～2020.8

(3) 審議会の検討体制



(4) 審議・検討経過

年	月	緑の基本計画改定審議会		庁内検討会
		審議会	専門部会	
平成 30 年度	9月			第1回庁内検討会 (9/28)
	10月			
	11月	第1回審議会 (11/26)		
	12月			第2回庁内検討会 (12/18)
	1月		第1回緑を創り守る まちづくり部会 (1/18)	
	2月		第1回緑を育む ひと・くらし部会 (2/26)	第3回庁内検討会 (2/12)
	3月	第2回審議会 (3/15)	第2回緑を育む ひと・くらし部会 (4/12)	
平成 31 ・ 令和 元 年度	4月			
	5月		第2回緑を創り守る まちづくり部会 (4/26)	
	6月			
	7月	第3回審議会 (7/19)		
	8月		第3回緑を創り守る まちづくり部会 (8/19)	第4回庁内検討会 (8/21)
	9月		第3回緑を育む ひと・くらし部会 (9/10)	
	10月	第4回審議会 (10/28)		
	11月			第5回庁内検討会 (11/19)
	12月	第5回審議会 (12/20)		
	1月			
	2月			第6回庁内検討会 (2/14)
	3月			
	令和 2 年度	4月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審議会・庁内検討会の開催を見合わせ、資料の郵送・配布により、意見の収集を行う。	
5月				
6月				
7月		第6回審議会 (7/20)		

(5) パブリックコメントの実施

- 実施期間 令和2年9月1日(火)～令和2年10月1日(木)
- 提出者数 5名(11件)
- 意見内訳

「ひとづくり」についての意見	2件
「施策1 緑を育むひとを増やす」に関する事	1件
「施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ」に関する事	1件
「まちづくり」についての意見	9件
「施策Ⅰ-2 『歩きたくなる』水と緑のネットワークの構築」に関する事	4件
「施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実」に関する事	1件
「施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理」に関する事	4件

資料3 用語解説

用語	説明
あ行 足立区の保存樹・樹林を守る会	「足立区緑の保護育成条例」に基づき指定した保存樹木・樹林の所有者または管理者の有志で構成されている任意団体。昭和51(1976)年設立。貴重な樹林地や大樹を守るとともに、会員相互の意見や保全技術の交換、他府県の巨樹探訪や地元の方々との交流により研修・研鑽に努めるなどの活動を通して、協和して愛樹の心を強くし保全に努め、次の世代に継承することを目的としている。
足立農すくーる(農業体験型農園)	園主である農家が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りなどを体験する農園。足立区内には、平成30(2018)年10月現在4園(約140区画)あり、費用は1区画(約30㎡)47,000～50,000円(年額)。
荒川将来像計画2010	荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区(江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市)と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が策定した、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめた計画。下流部全体を対象に川づくりの考え方やゾーニングの考え方を示す「推進計画」と、沿川市区ごとの「地区別計画」で構成される。
エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)	区内で環境活動・環境に係る活動を行う団体・事業者を対象とした登録制のネットワーク。登録団体の情報を発信・提供し、区民に団体の環境活動のお知らせや環境意識の啓発を図ることで、足立区の環境活動の推進を目指している。 EANA(いーな): EcoActivityNetworkAdachi
エコロジカルネットワーク	生きものの生息生育環境の分断化を防ぎ、生態系の水平的なつながりを回復させて、生物多様性の確保を図るためのネットワーク。
温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。
か行 区民農園	区民に土に親しんでいただくため、農家から借りた農地を区が整備し、有料で区民に貸し出している農園。足立区内には、平成30(2018)年10月現在13園(約900区画)あり、費用は1区画(約15㎡)6,000円(年額)。

用語	説明
景観ガイドライン	区内において3ha以上の区域で開発事業を行う場合、足立区景観条例第22条に基づき事業者が定めなければならないガイドライン。開発区域及び周辺の景観の調査報告、良好な景観形成を推進するための方針、スケジュールなどを記載する。
景観形成基準	景観法の届出に際し適合を確認するもので、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準。
景観形成地区	地区特性を活かした景観形成を図るため、住民の景観形成への取組みを促進する地区。
景観重要公共施設	景観法に基づき指定された、まちの魅力を高める核となる道路、公園などの公共施設。
景観重要樹木	区の良い景観の形成を推進する上で重要な樹木。景観法第19条第1項又は法第28条第1項の規定に基づき、区長が指定することができる。
公園率	区内の都立公園、区立公園、児童遊園、プチテラスの合計面積が、区の面積に占める割合。
公共施設等整備基準	区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地づくりを推進するため、公共施設等の整備に対して設けている基準。
公共住宅団地	公営住宅に加え、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅など公的機関が提供する賃貸住宅を含めた公共住宅の団地。
公共の緑化基準	足立区緑の保護育成条例に基づく、公共施設の緑化基準。すべての公共施設を対象に、地上部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化について、面積、長さの基準を設けている。
さ行 (区立) 児童遊園	「足立区立児童遊園条例」に基づき、幼児、小学校低学年、高齢者等の静的活動中心の利用者を対象とした、小規模(原則として1,000㎡未満)の公園。
指定管理者制度 (指定管理)	住民サービスの向上と経費削減を図るため、公の施設の管理について民間事業者等の参入を可能とする制度。平成15(2003)年の地方自治法改正により創設された。民間事業者による創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営が期待できる。 令和元(2019)年度現在、区立公園では、都市農業公園、元湊江公園(生物園)、花畑公園(花畑記念庭園・桜花亭)に指定管理を導入している。
市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人(市区町村の指定を受けて緑地の保全や緑化の推進を担うNPO法人やまちづくり会社などの団体)が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置管理する制度(都市緑地法第55条)。契約期間は5年以上。面積300㎡以上。

用語	説明
市民緑地認定制度	民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第60条）。管理期間は5年以上。面積300㎡以上。緑化率20%以上。平成29（2017）年度創設。
樹木被覆地率	上空から見て樹木で覆われた土地の面積が区域に占める割合のこと。＜24ページに関連コラムあり＞
準用河川	一級河川又は二級河川に指定された以外の河川で、大規模な河川工事は予想されないが河川本来の機能を保持させるために管理上ある程度の行為制限を必要とするものについて、部分的に河川法を準用させて管理するために市町村長が指定する河川のこと。
スーパー堤防	ふつうの堤防と比較して幅が広く（堤防の高さの30倍程度）ならかな勾配の堤防。予想を超える大きな洪水による壊滅的な被害から大都市を守る対策として整備される。堤防の傾斜が緩やかになり、川へのアクセスが向上するとともに、堤防の川側でない斜面を公園や緑地、道路など公共のオープンスペースとして土地を有効活用することができる。
生産緑地（地区）	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置づける地域地区。
生物多様性	生物の豊かな個性と、それら生物のつながりのこと。
た行 地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画の手法。
地区計画等緑化率 条例制度	地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度。
地区施設	地区計画に位置付けられた、主として地区内の居住者等が利用するための道路、公園、緑地、広場などのこと。
特定生産緑地	買取り申出の基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度。
特別景観形成地区	広域にわたり特徴的な景観が連続する地区、景観重要公共施設を核とした特徴的な景観を有する地区、周辺環境に著しい変化をもたらす土地利用転換等が進行する地区など、区における良好な景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区のこと。

用語	説明
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。 (都市緑地法第12条)
都市計画決定	都市計画を一定の法的手続きにより法定都市計画に位置づけること。規模・内容・性格などによって都道府県知事が定めるものと市区町村が定めるものがある。
都市農地貸借円滑化法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)の略称。従来認められていなかった生産緑地の貸借を可能にした法律で、農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けることで生産緑地地区に指定された農地を貸借することができる。
土地区画整理事業を施行すべき区域	昭和44(1969)年に緑地地域(昭和23(1948)年指定)の全域が指定解除され、同時にその地域を対象に、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的として、都市計画法に基づき決定された土地区画整理事業の区域。
な行 農業ボランティア	農業生産者の高齢化や担い手不足の農家を支援し、生産緑地や農地を残すことを目的として、区が養成、派遣を行うボランティア。区が農作業のお手伝いをしたい人を募集し、区内農家などでの実習、講義により農業ボランティアとして養成・認定し、登録された人を、手伝いを希望する農家や農業関連イベントなどに派遣している。
農の風景育成地区制度	都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、将来にわたり風景を保全、育成する地区。区市町が地区の選定・運営を行い、都が指定する。
は行 パークイノベーション	だれもが“お気に入りの公園”を見つけられるよう、足立区の公園を変えていくために区が進めている、目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりなどの取り組みのこと。
パークで筋トレ	主に高齢者を対象に、公園や広場などを利用して、気軽に楽しみながらできる健康体力づくりを支援する取り組み。指導員からのアドバイスを受けながら、筋トレ、ウォーキング、コーディネーション運動、ストレッチ、健康器具を使用した運動などを実践できる。
パーク・PFI制度	平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた「公募設置管理制度」のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

用語	説明
花いっぱい コンクール	多くの人が学校や地域で花を植えてまちを美しく彩るとともに、花壇で花を育てることで、地域コミュニティを活性化させる取組みとして実施している「花いっぱい運動」の一環として、地域の団体や小中学校、保育園、幼稚園などを対象に、区で課題とした花を育てていただき、表彰するもの。
花のあるまちかど 事業	花を住居や店の入口などに置くことでまちを彩るとともに、花の水やりのために庭に出たり、手入れする時間を小学校の登下校時間に合わせることで、犯罪を抑制することをめざす事業。
ヒートアイランド 現象	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。
(区立) プチテラス	「足立区立プチテラス条例」に基づき、まちの緑化の推進、良好な景観形成及び安全性の向上を図り、区民の憩い及びコミュニティ醸成の用に供するため、設置される小規模（原則として300㎡未満）の広場。
ふるさと桜オーナー 制度	都内有数の桜の名所だった江北の「五色桜並木」を復活させるため、荒川土手に植える桜の苗木代を寄付してくれた区民の方を、桜のオーナーとする制度。オーナーのお名前が入ったプレートや案内板が、桜の近くに設置された。平成20～28年実施。
包括管理	施設ごと、業務ごとに発注していた設備点検や保守管理などの業務について、複数の施設、業務を一括して委託し、施設の効率的な管理運営を図るもの。 令和2（2020）年度現在、区立公園では、北鹿浜公園、大谷田南公園、ベルモント公園に包括管理を導入している。
保存樹フォーラム	保存樹木・樹林の所有者と緑に関心のある方を対象に、講演で学習を深め、意見交換を行う場として開いている催し。
保存樹木・樹林	市街地に残された地域の貴重な財産である大樹を保全するため、「足立区緑の保護育成条例」に基づき、一定の要件を満たした樹木・樹林を、「保存樹木・樹林」に指定し、所有者・管理者に維持管理費用等の一部を助成する制度。
ま行 緑の協定制度	「足立区緑の保護育成条例」に基づき、一定の条件を満たす団体（事務所、店舗、工場、学校、幼稚園、保育園、町会、自治会、マンション管理組合など）と足立区が結ぶ、緑の育成に関する協定。協定を結んだ団体は、その団体が所有または管理する土地で、樹木や草花などの緑を育て、区は団体に対し、土や肥料、園芸道具などの活動に必要な物品を支給する。
緑の協力員	「足立区緑の保護育成条例」「同施行規則」並びに「足立区緑の協力員運営要綱」に基づき、区の緑化に関する施策に協力し、自ら緑化推進運動を進める方を、区長が「緑の協力員」として

用語	説明
	委嘱する。任期は2年（再任あり）、定数は25人以内となっている。
みどり率	緑被地、公園内の空地（広場、グラウンドなど）及び水面の面積が区全体に占める割合。
や行 遊具の安全領域	遊具の安全な使用に必要とされる空間。遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮して設定される。
幼児コーナー	幼児が安心して遊べるよう、幼児向けの遊具を集約しフェンスなどで囲ったエリアのこと。
ら行 緑化基準	「足立区緑の保護育成条例施行規則」に定めた緑化の基準のこと。敷地の規模に応じて、地上部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化について、面積、長さの基準を設けている。
緑化計画（書）・ 緑化完了（書）	面積200㎡以上の敷地（公有地は全て）で建築行為等を行う場合と20台以上（公有地は全て）の自動車等の駐車場を新設・変更する場合は、「足立区緑の保護育成条例」及び「同施行規則」の基準に基づき緑化に努めることを要請。一戸建て住宅以外の場合は緑化計画書（建築前／緑化面積の内訳、緑化計画平面図等からなる）及び緑化完了書（建築後／緑化完了平面図、完了写真等からなる／提出後、職員による現地検査有り）の手続きが必要となる。一戸建て住宅の場合は緑化指導（建築前に簡易な書面にて指導）となる。
緑化助成制度	景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、接道部の緑化（生垣、植込地、フェンス緑化、緑化を伴うブロック塀の撤去など）、屋上緑化、壁面緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成する制度。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度（都市緑地法第34条）。緑化計画（書）制度との違いは、建築基準関係規定とみなされ建築確認の要件となること、基準への適合状況や管理について立ち入り調査等を行うことができること、違反建築物に対し是正措置をとることができること、などがある。
緑被率	上空から見て樹木で覆われた土地、草地、農地の面積が区域に占める割合のこと。＜24ページに関連コラムあり＞
緑地協定制 度（45条協定（全 員協定））	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のうち、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの（都市緑地法第45条）。

用語	説明
緑地協定制度 (54条協定(一人協定))	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のうち、開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの(都市緑地法第54条)。
わ行 わたしの街のビューティフルガーデン事業	きれいな庭を参考にして各家庭に緑を取り入れてもらい、美しい街並みを形成することを目的に、家で素敵な庭づくりをしている人を募集、または職員が直接声をかけて、冊子や展示で紹介する取組み。年間10件程度を認定している。

第三次足立区緑の基本計画

令和2（2020）年12月発行

発行 足立区

編集 足立区 都市建設部 みどり推進課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111（代表）

印刷 十一堂印刷株式会社

東京都足立区中央本町3-18-3



足立区